



事務処理要領（第3条第2項）関係

添付書類を届け出ない理由書

2026年 3月 17日

鳥取県知事 様

氏名 八幡玉木不動産株式会社
代表取締役 玉木 美香
住所 鳥取市丸山町 217 番地 10

鳥取県大規模小売店舗立地法事務処理要領第3条第2項の規定により、添付書類を届け出ない理由書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称：S-mart 田園町店
所在地：鳥取県鳥取市田園町 4丁目 142-3 外
- 2 届出しない添付書類及び理由

要領別紙1の 添付書類番号	届け出ない理由
①②⑦⑨⑫	当該、変更に関係ないため省略。
⑧	変更はないため省略
⑩⑪	第2駐車場廃止による当該変更について、周辺的生活環境への影響を悪化させることはない想定される。そのため、騒音予測に関する資料は省略する。